

# 仕事と子育ての両立

## ～女性職員からの声～

### 泉 早希子 民生部 国保年金課 主事

4歳の息子と今年3歳になる2歳の娘がいます。

第1子の時は、1歳まで育児休業を取得しフルタイム勤務で復帰しました。第2子の時は、1歳7か月まで育児休業を取得し、子どもが年子であることや夫の勤務状況、居住場所の変化により夫や実家からのサポートが以前に比べ受けられなくなったことから子育てと仕事の両立に不安を感じ、部分休業を取得し復帰しました。

復帰後は子どもが病気がちで頻繁に仕事を休むことになり申し訳ない気持ちでいっぱいでしたが、上司や同僚がいやな顔ひとつせず助けてくださいました。そのほか子育てについてのアドバイスなど仕事以外の部分でも助けていただく機会が多く、理解のある職場環境に恵まれ本当に感謝しています。

今後は私のように育児休業や部分休業を取得する職員が増えていくと思いますので、上司や同僚が私にそうしてくださったように私も育児休業や部分休業を取得する職員が働きやすい環境作りを行っていきたいと思います。

### 本間 卓 保健福祉部 健康推進課 保健主査

私は3人の子どもがいますが、第1子は生後10ヶ月、第2子は1歳4ヶ月、第3子は1歳9ヶ月まで育児休業を取得しました。産後は、3人とも保育所に入所できましたが、3人目の復帰の際は、家事と小さい子どもの育児で1日があっという間でしたので、家庭と仕事を両立出来るか心配な所がありました。そんな時に部分休業の制度を知り、先に利用している職員もいたため、思い切って利用してみる事にしました。

職場で業務量などの配慮や制度利用の理解を受けて、部分休業を利用し1時間早く退庁して子育てと仕事を続けています。また、小さな子どもは急に体調を崩すことも多く、職場でのサポートに感謝しながら、看護休暇を利用し大変助かっています。

#### ○子育て支援のための主な制度

制度	給与の有無	内容
産前・産後休暇	有給	産前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）から産後8週間まで
配偶者出産休暇	有給	職員の妻が出産する場合で、3日の範囲内
育児休暇	有給	子が1歳に達するまでで、1日2回それぞれ30分以内
育児参加休暇	有給	産まれてくる子又は小学校就学前の子の養育する場合 産前8週間から産後8週間までの期間で5日の範囲内
子の看護休暇	有給	子が小学校就学の始期に達するまでで、1年に5日(子が2人以上の場合は10日)の範囲内
育児休業	無給	子が3歳に達するまで 子が1歳に達するまでは青森県市町村共済組合から育児休業手当金が支給
部分休業	減額	子が小学校就学の始期に達するまで、1日2時間以内
育児短時間勤務	減額	子が小学校就学の始期に達するまで、勤務時間を短縮